年　　月　　日

普通徴収切替理由書（　兼　仕切紙）

伊丹市長宛

指定番号	
事業所名	

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記４項目以外の理由は不可）	人　数
a	退職者又は給与支払報告書を提出した年の５月31日までの退職予定者	人
b	給与支払額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他の事業者から支払われる給与から特別徴収されている方（乙欄適用者）	人
普通徴収合計人数		人

※普通徴収とする場合は、個人別明細書の摘要欄に必ず略号（a・b等）を記入してください。
　ただし、乙欄該当者と退職者は所定の欄にその旨の記入があれば省略可能です。

※普通徴収切替理由書（兼仕切紙）の添付又は個人別明細書の摘要欄への略号記入がなければ、原則、特別徴収として取り扱いますので、ご了承ください。

※普通徴収への切替理由について
　略号でわからない事等がございましたら下記までご相談ください。
　伊丹市　市民税課　　ＴＥＬ　０７２－７８４－８０２２（直通）
　　ＦＡＸ　０７２－７８４－８０２９

＜提出時の綴り方＞

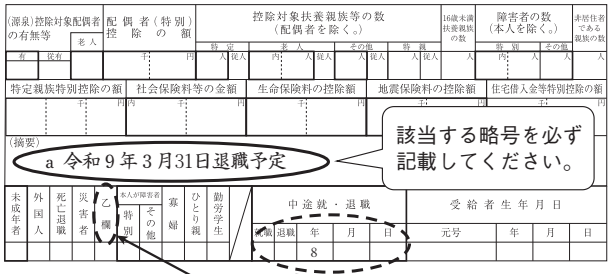
総　括　表

個人別明細書
（特別徴収分）

普通徴収切替理由書（兼仕切紙）

個人別明細書
（切替理由書記載分）

＜給与支払報告書個人別明細書　抜粋＞



乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、略号（ａ）に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。

キリトリ

兵庫県と県内すべての市町は、個人住民税の特別徴収を徹底しています。
給与受給者の個人住民税は、特別徴収で納めてください。

◎　個人住民税の特別徴収を実施していない事業者の皆様へ

特別徴収とは、事業者が、給与受給者の個人住民税を毎月の給与から差し引いて、市町に納めていただく制度です。

地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解とご協力をお願いします。

◆　この制度は、地方税法及び各市町の条例の規定により、所得税の源泉徴収を行う全ての事業者（給与支払者）の方に義務付けられています。

◆　特別徴収が不要なケースは法令で定められており、例えば、事業者の方の希望に応じて特別徴収を行う・行わないを決めるといったことはできません。

個人住民税の特別徴収Ｑ＆Ａ

Q　今まで特別徴収をしていなかったのに、なぜ特別徴収？

A　原則として、所得税を源泉徴収している事業者（給与支払者）の方は、地方税法第321条の３、第321条の４及び各市町の条例の規定により、給与受給者（パート、アルバイト等を含む）の個人住民税を特別徴収していただくこととされています。
　これまでも、法律の定める要件に該当する方については、特別徴収をしていただく必要があり、特に法律改正が行われたわけではありません。地方税法の趣旨に沿った適切な課税と納付をしていただくために必要なことですので、ご理解ください。

Q　事業者の負担が増えるのでは？

A　所得税のように税額の計算や年末調整をする手間はかかりません。
　個人住民税の計算は市町が行い、給与受給者ごとの住民税額を各市町から通知します。
　なお、給与受給者が常時10名未満の事業者には、申請により納期を年２回とする制度があります。

Q　給与受給者にメリットはあるの？

A　①給与受給者が納付の度に金融機関へ出向く手間が省けます。
②納め忘れが無くなるとともに、納期が年12回のため、納期が年４回である普通徴収より、１回あたりの納付金額が少なくなります。

給与支払報告書は給与受給者の令和９年１月１日現在（退職者の場合は退職日現在）における住所地の市区町村に同年２月１日までに提出してください。
また、令和７年に給与所得の源泉徴収票を30枚以上税務署に提出しているときは、eLTAX又は光ディスク等による提出が義務付けられています。

令和９年度⑨給与支払報告書（総括表）

※法人の方は法人番号、個人事業主の方は個人番号を必ず記載してください。

給与支払者の個人番号又は法人番号		左の欄に法人番号を記載してください。個人事業主の方は右詰めで12桁の個人番号を記載してください

※下記の名称・所在地に変更がある場合は赤字で訂正してください。

フリガナ	
給与支払者の名称又は氏名	
給与支払者の所在地	〒 電話　　－　　－
税額通知等送付先	送付先　〒 注）送付先の新規設定・変更がある場合のみ記入してください。

伊丹市への報告人員	
①特別徴収（給与天引き）	人
②普通徴収（個人納付） ※普通徴収切替理由書（兼仕切紙）に記載した合計人員	人
合　計 ①＋②	人
特別徴収納入書の送付について <記入がない場合は送付します。>	要・不要

特別徴収の対象者は、令和８年中に給与の支払を受け、令和９年４月１日において給与の支払を受けている見込みがある方です。

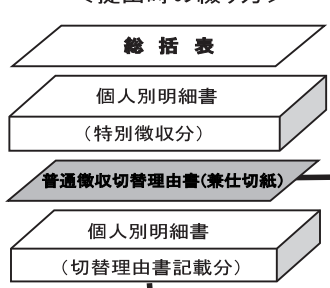
普通徴収の対象者は、下記ａ～ｄのいずれかに該当する方です。

- ａ　退職された方又は給与支払報告書を提出した年の５月末日までに退職予定の方
- ｂ　給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方
- ｃ　給与の支払が不定期な方
- ｄ　他の事業者から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）
- ※　アルバイト、パートだからという理由で普通徴収となるものではありません。

ａ～ｄの普通徴収理由に該当する方がいる場合

給与支払報告書を提出する際に「普通徴収切替理由書（兼仕切紙）」（本紙）を添付のうえ、給与支払報告書個人別明細書の摘要欄に略号を記載してください。

＜提出時の綴り方＞



普通徴収切替理由書（　兼　仕切紙）

市・町長あて　　指定番号　　事業所名

普通徴収として取り扱う給与受給者の人数と切替理由ごとの内訳は下記のとおりです。

略号	普通徴収への切替理由（下記４項目以外の理由は不可）	人数
a	退職された方又は給与支払報告書を提出した年の５月末日までに退職予定の方	人
b	給与支給額が少なく、個人住民税を特別徴収しきれない方	人
c	給与の支払が不定期な方	人
d	他から支給される給与から特別徴収されている方（乙欄）	人
	普通徴収合計人数	0 人

摘要欄に該当する略号を必ず記載してください！

給与支払報告書（個人別明細書）【抜粋】

⑨

支払を受ける者	※区分	（受給者番号） （個人番号） 役職名 氏名（フリガナ）
住所		

種別	支払金額	給与所得控除後の金額	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額

（摘要）

a 令和9年3月31日退職予定

本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	中途就・退職 退職	年	月	日	受給者生年月日 元号	年	月	日

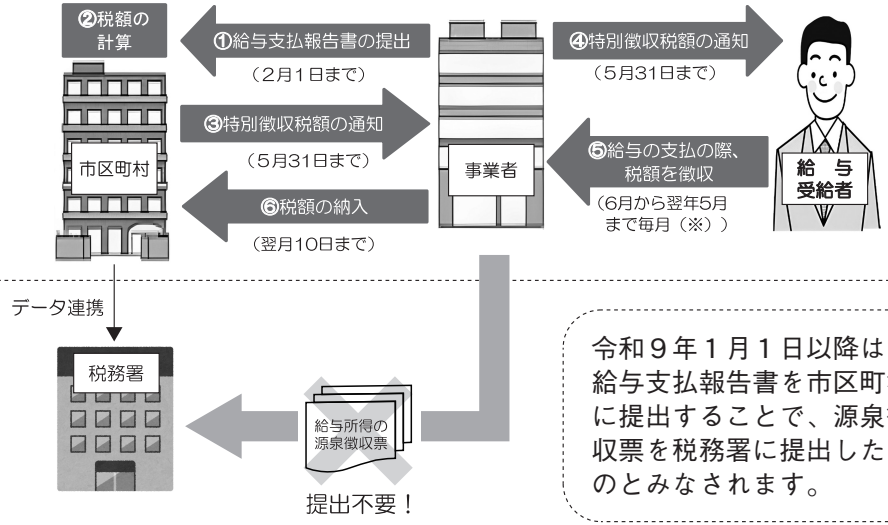
乙欄該当印又は退職年月日の記入があれば、略号の記入は不要です。
退職予定者は、略号（a）に加えて退職予定日を摘要欄に記入してください。



※eLTAXでの提出の際も「普通徴収」欄へのチェックに加え、摘要欄に略号を記載してください。

特別徴収の事務の流れ

※給与受給者が常時１０名未満の事業主には、申請により年12回の納期を年２回とする特例があります。



令和９年１月１日以降は、給与支払報告書を市区町村に提出することで、源泉徴収票を税務署に提出したものとみなされます。